

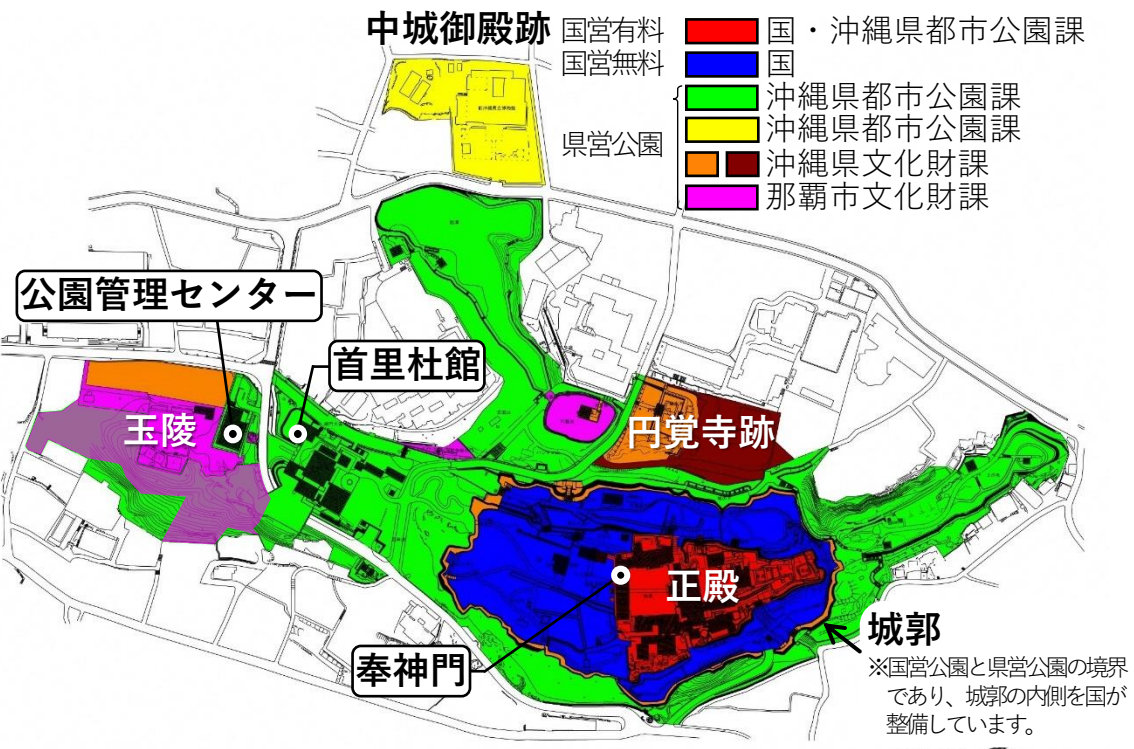
令和4年度 第1回  
首里城公園管理体制構築検討委員会

【資料4】 管理運営の仕組みの見直し

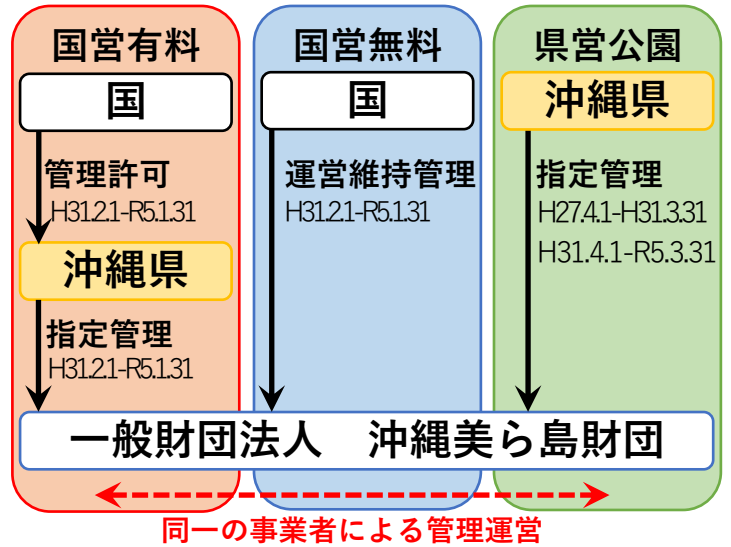
# 令和4年度の検討事項④「管理運営の仕組みの見直し」

令和3年度の検討を踏まえ、防火管理の適切な実行体制の確保に向けて、**防災機能の向上を目指す制度（仕組み）の詳細検討**を行う。

取組	年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
管理運営の仕組みの見直し (制度の活用方法、業務内容等)	制度の活用方法の見直し方針		防災機能の向上を目指す制度(仕組み)の詳細検討 (防火管理の適切な実行体制の確保)		継続的な改善に向けた新たな仕組みの検討 (防災・防火対策に関する公園全体の横断的な仕組み)		公園全体での取組の実施
	次期の管理期間の業務内容(防災関連)の見直し方針		防災センター機能の役割分担を踏まえた制度(仕組み)の検討 (消防法等の関係法令や必要な規定等の検討を含む)				



首里城公園の管理区分図



※3つの区域は、別々の手続き等を経て、いずれも同一事業者による管理運営となっている。  
 ※次期の管理期間は、国営有料及び県営公園は、一括して管理運営を行う指定管理者を募集する。

## <参考> 令和3年度の検討：首里城公園の指定管理者制度の見直し方針

正殿単体完成時(R8)における防災・防火対策の実効性を担保できるように現行の指定管理業務から防災関連の業務を分離する等、**首里城公園の指定管理者制度の見直しの検討**を行い、**検討における留意事項や首里城公園の管理運営に関する制度の評価項目(案)を整理**した。次年度以降も引き続き、指定管理者制度以外の他の制度の活用なども含めて検討を行い、首里城公園に適した管理運営の仕組みの構築を目指すものとする。

### ○首里城公園の指定管理者制度の見直しの評価項目(案)

首里城公園における指定管理者制度の見直し案(現行の指定管理業務から防災関連の業務を分離する等)を比較・評価する際の評価項目(案)は以下のとおりとする。

①防災機能の向上 (防災関連の見直し項目)	自衛消防隊等の体制強化、消防等との連携強化、日常の管理業務、継続的な取組・改善、適切な指定管理者の選定
②公園機能・公園利用者サービスの向上	公園管理の一体性の確保、公園利用者の利便性の確保、公園の利用増進(利用者数の増加)
③実現性・市場性	沖縄の地域性の反映、関係法令や運用等の課題

### ○首里城公園の指定管理者制度の見直しの検討における留意事項

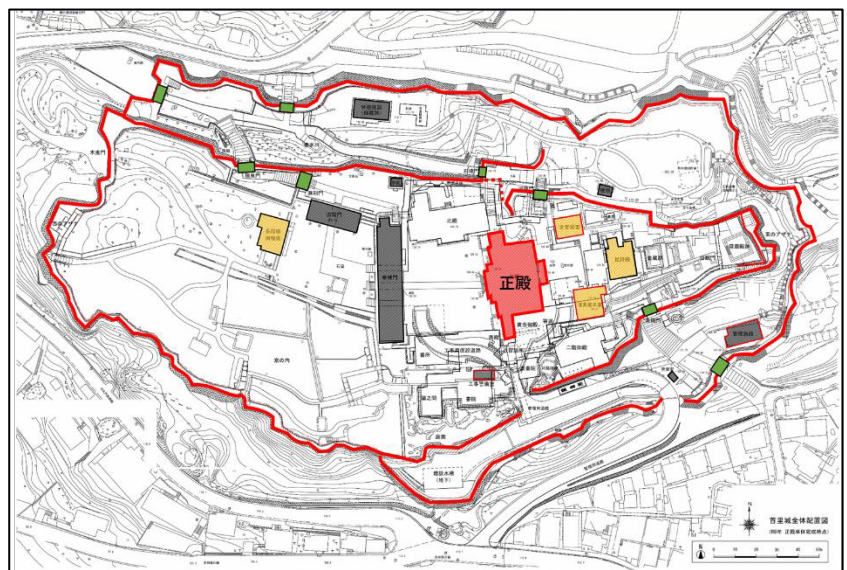
- ・防災の分離が目的ではなく、防災の観点から牽制機能を働かせる仕組みがあった方がよい。
- ・評価項目(案)は多岐に渡るが、防災機能の向上の観点を重視すべきである。
- ・首里城の防火管理は特殊なものになると思うが、管理する人に過度に特殊な技能を求めない(属人化しすぎない)方向で、それぞれの制度の案の詳細を詰めていく必要がある。
- ・職責を果たすことや職責を踏まえた動きをすることをどのように確保していくかが大事である。
- ・専門的な業務は委託等を活用する場合であっても、県として評価できる体制は必要である。
- ・制度を整えても、より良くするためには人に頼る部分も出てくるため、どの制度を選択しても評価などの運用が大事である。
- ・実施と評価の仕組み(PDCA)が、様々なところで回るような仕組みにすることが大事である。
- ・事前に綿密な計画を立てても実際には見直し等が必要になるため契約等にはその余地を残す。

# 防災機能の向上を目指す制度（仕組み）の詳細検討

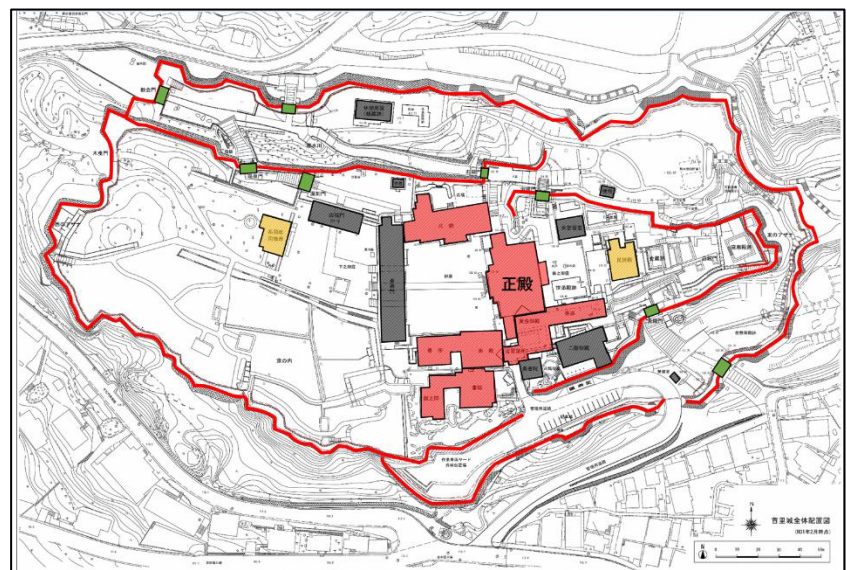
## < 防災機能の向上を目指す制度（仕組み）の詳細検討の進め方（案） >

- ・ 正殿単体完成時、全体完成時における消防法等の関係法令やその他規定等を踏まえ、正殿単体完成時に向けた首里城公園の防災センター機能（奉神門、首里杜館、管理センター）の役割分担のあり方を整理し、防火管理の適切な実行体制の確保に向けて、防災機能の向上を目指す制度（仕組み）の検討を行う。

### 消防法の整理作業イメージ



城郭内の防火対象物（正殿単体完成時／令和8(2026)年）

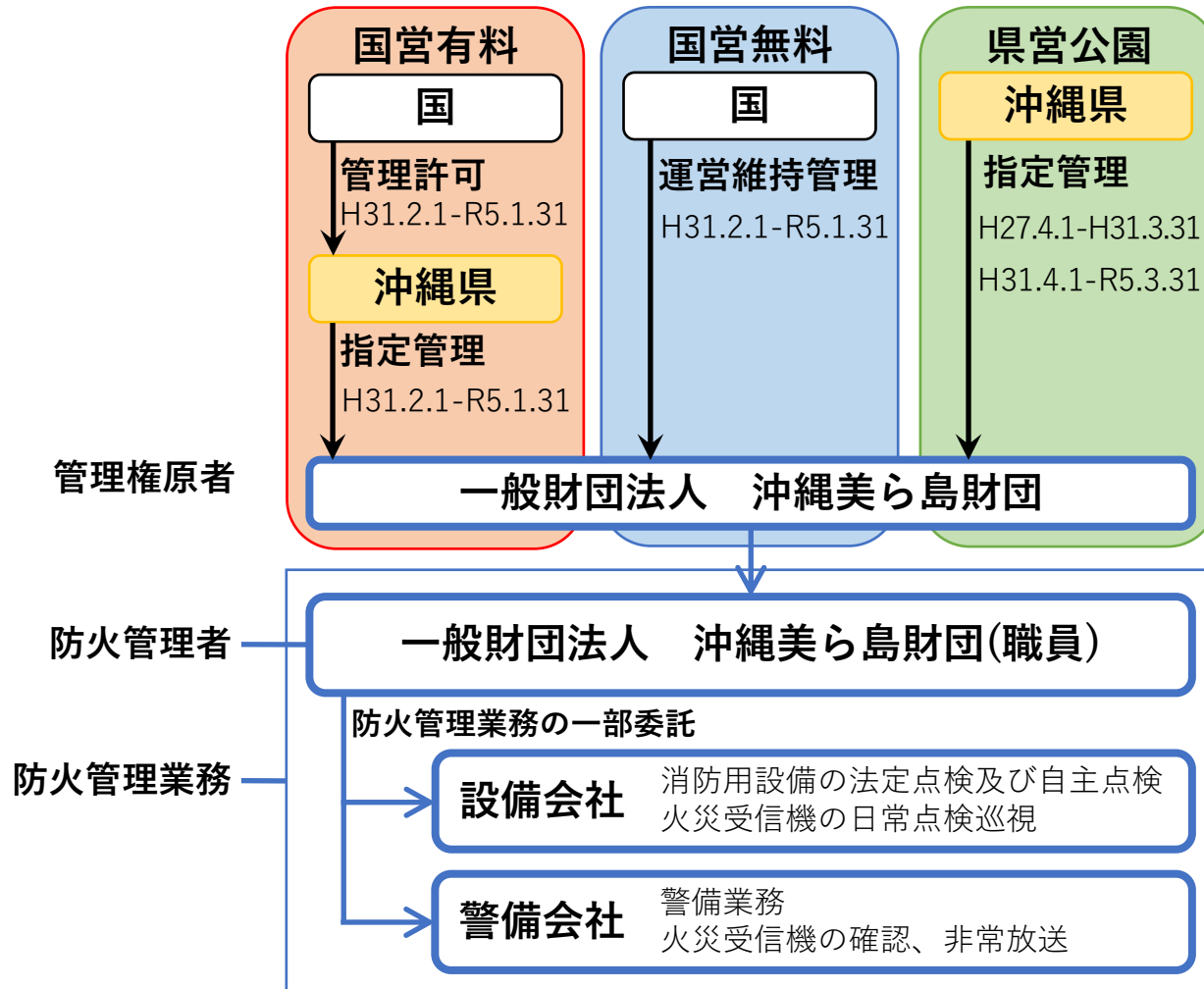


城郭内の防火対象物（平成31(2019)年2月時点）

# <参考> 首里城公園の管理運営・防火管理の状況

## <首里城公園の管理運営・防火管理の状況【首里城火災前】>

- ・首里城公園の防火管理業務は、3つのエリアを一体とした防火管理業務を行っている。
- 同一敷地：城郭や公道との関係や管理運営の状況から、3つのエリアを同一敷地としている。
- 管理について権原を有する者が同一の者：下記のとおり、同一の者が管理権原を有している。

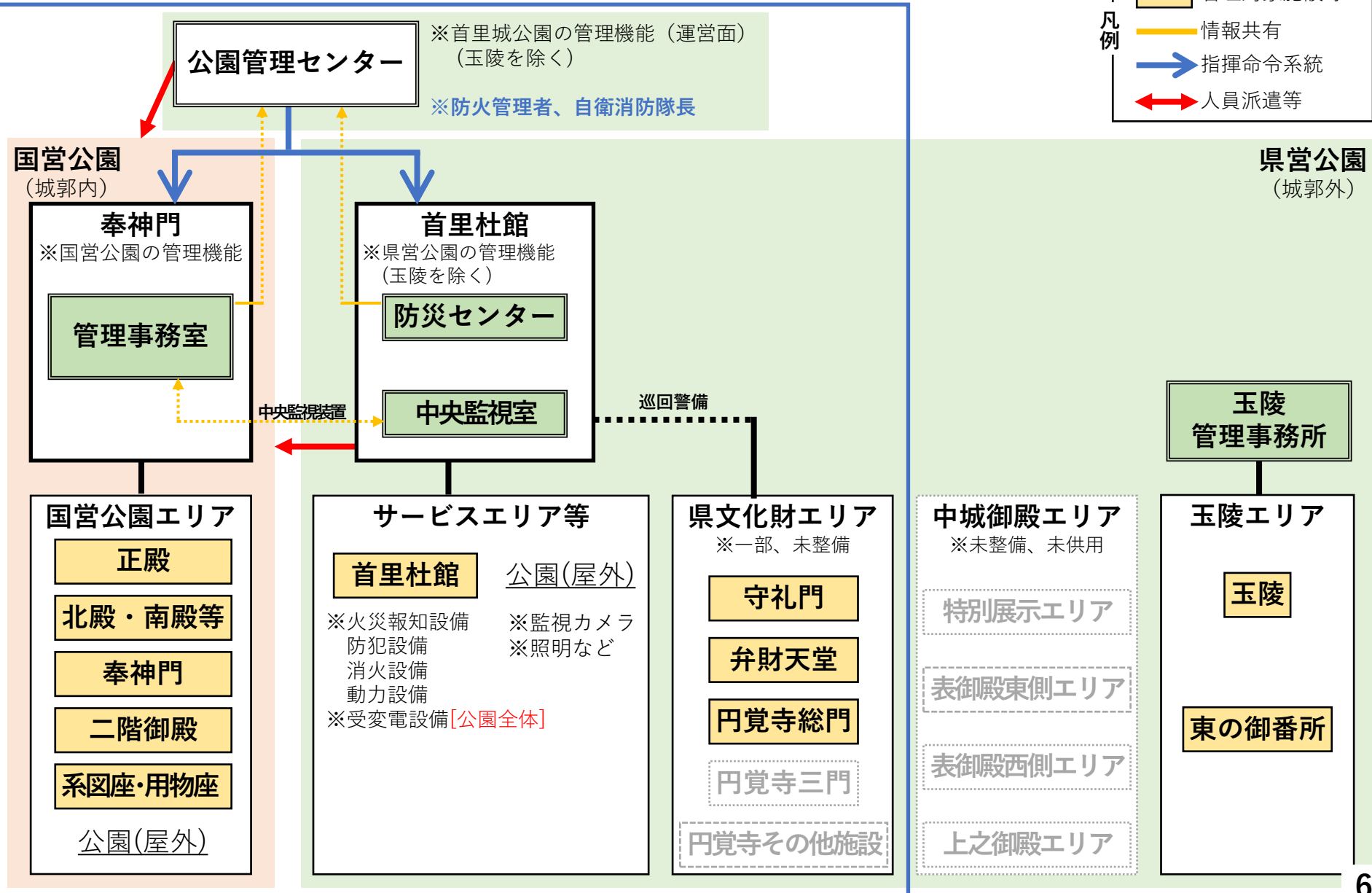
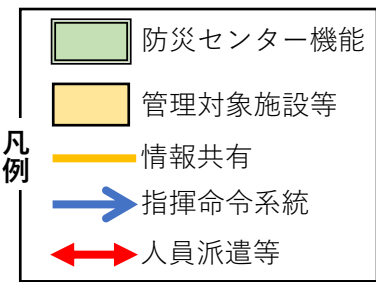


首里城公園の防火管理業務の概要

# <参考> 令和元年10月時点(火災前)の防災センター機能の状況

令和元年10月時点 (火災前・**昼間**)

## 首里城公園の消防計画の範囲



## <参考> 防火管理に関する消防法令の概要

■**管理権原者**（管理について権原を有する者）（H24.2.14消防予第52号/消防組織法第37条の規定に基づく助言）  
防火対象物又はその部分における**火気の使用又は取扱い**その他法令に定める**防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者**

■**防火管理者**（消防法 第8条 第1項）

「**多数の者を収容する防火対象物※の管理について権原を有する者**（管理権原者）は、一定の資格を有する者から**防火管理者を定め、以下の業務を行わせなければならない**」と規定されている。※消防法施行令第1条の2

### <防火管理業務>

- ・ 消防計画の作成
- ・ 当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施
- ・ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
- ・ 火気の使用又は取扱いに関する監督
- ・ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ・ 収容人員の管理
- ・ その他防火管理上必要な業務

■**同一敷地内における二以上の防火対象物**（消防法施行令 第2条）

**同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である別表第一に掲げる防火対象物が二以上あるときは、それらの防火対象物は、法第八条第一項の規定の適用については、一の防火対象物とみなす。**

■**防火管理業務の一部委託**（消防法施行規則 第3条第2項）

**防火管理上必要な業務の一部が**当該防火対象物の**関係者**（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び**関係者に雇用されている者**（当該防火対象物で勤務している者に限る。第四条第一項第二号、第二十八条の三第四項第二号ハ及び第二十九条第二号において同じ。）**以外の者に委託**されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、前項の**消防計画に、当該防火管理上必要な業務**（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）**の受託者の氏名及び住所**（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地。第四条第一項第二号において同じ。）並びに**当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。**

## <参考> 防火管理に関する消防法令の概要

### 防火対象物等の「管理について権原を有する者」について【抜粋】 1 / 3

(H24.2.14消防予第52号/消防組織法第37条の規定に基づく助言)

#### 1 防火対象物等の「管理について権原を有する者」について

##### (1) 「管理」及び「権原」

「管理について権原を有する者」(以下「管理権原者」という。)のうち、「**管理**」とは、**防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火についての管理**をいい、「**権原**」とは、**ある法律行為又は事実行為を正当ならしめる法律上の原因**をいう。

##### (2) 「管理について権原を有する者」

(1)を踏まえると、**管理権原者とは、「防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者」**をいう。代表的な例としては、防火対象物の所有者、占有者等が想定される。

ただし、この判断に当たっては、防火対象物又はその部分の**所有形態、管理形態、運営形態、契約形態のほか、「管理権原者の代表的な例」**(表参照)を踏まえて**総合的に判断**する必要がある。

また、「**その他法令**」とは、**法第8条**や**消防法施行令**(昭和36年政令第37号。以下「令」という。) **第4条等の防火管理上必要な業務**(防火管理に係る消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施等) **に係るものを指す。**

なお、**法第17条第1項等に規定する**消防用設備等を適切に設置及び維持管理すべき「**防火対象物の関係者**」は、**管理権原者とは別の概念**であり、必ずしも同一人が該当するとは限らないことに留意する必要がある。



## <参考> 防火管理に関する消防法令の概要

### 防火対象物等の「管理について権原を有する者」について【抜粋】 2 / 3

(H24.2.14消防予第52号/消防組織法第37条の規定に基づく助言)

#### (3) 複合用途防火対象物における管理権原者

管理権原者の判断が困難である事例が多く見られる複合用途防火対象物については、上記の整理により、その管理権原は複数が基本であり、単一となるのは、次のいずれかの場合と考えられる。

#### ア 防火対象物全体としては複合用途防火対象物であるが、当該防火対象物を1人の管理権原者が使用していると認められる場合

イ 管理権原者と各賃借人との間で、以下のように防火管理の責務を遂行するために必要な権限がすべて付与される取り決めが確認でき、統一的な防火管理を行うことができる場合

(ア) 管理権原者が、各賃貸部分を含め防火対象物全体の防火に関する権限を有していること。

(イ) 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、防火管理上、必要な時に防火対象物の部分に立ち入ることができること。

(ウ) 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、各賃借人に対する防火に係る指示権限を有していること。

#### (4) 複合用途防火対象物以外の防火対象物における管理権原者

複合用途防火対象物以外の防火対象物についても、管理権原者の判断に当たっては、上記のように防火対象物又はその部分の所有形態、管理形態、運営形態、契約形態などを踏まえて総合的に判断する必要がある。

#### (5) 建築物その他の工作物における管理権原者

法第36条に基づき防災管理者の選任を行うこと等が義務付けられている建築物その他の工作物における管理権原者についても、防火対象物における管理権原者の整理に準じるものとする。

## <参考> 防火管理に関する消防法令の概要

防火対象物等の「管理について権原を有する者」について【抜粋】 3 / 3

(H24.2.14消防予第52号/消防組織法第37条の規定に基づく助言)

表 管理権原者の代表的な例【抜粋】

形態	管理権原者	
	共有部分	専有部分
○所有者自身が管理する場合※1 ○親会社所有の防火対象物等を子会社に管理委託する場合	・防火対象物等の所有者	・防火対象物等の所有者 ・所有者との賃貸借契約により入居している事業主
○区分所有や共有の場合	・防火対象物等の所有者 ・管理組合 ※契約において区分所有者が組合等を設置し、その代表者にビル管理・運営に関する権限を与えている場合	・防火対象物等の所有者 ・所有者等との賃貸借契約により入居している事業主
○指定管理者制度の場合	・地方公共団体 ・ <b>指定管理者</b> ※条例において管理・業務の範囲が指定されることから、その <b>業務内容から判断</b>	・地方公共団体 ・ <b>指定管理者</b> ※条例において管理・業務の範囲が指定されることから、その <b>業務内容から判断</b>
○PFI事業の場合	・地方公共団体 ・特定目的会社 等 ※事案ごとに、PFI事業契約等の内容から判断	・地方公共団体 ・特定目的会社 等 ※事案ごとに、PFI事業契約等の内容から判断

※1：防火及び防災業務の一部を委託する場合、総合ビル管理会社に管理全般を委託する場合を含む。